

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 総合経営研究科（修士課程）の設置を構想する背景

① 大学進学残留率から見た地方の現状と長野県

現在、一部の大都市圏を除いてわが国の地方が大きな困難に直面していることについては多言を要しない。言うまでもなく人口流出、特に若年層の流出に歯止めがかからず、人口構成上のアンバランスが生じたことを起点として、地方都市の活力が加速度的に失われる事態が進行している。

本学が位置する長野県は、若年層の流出を主原因として困難を抱えることとなった地域のひとつであり、いわば活力を失った地方の典型例と言える。

この点を長野県の大学進学残留率を指標として見れば、本学が開学する直前の平成 12 年度～13 年度には 8%前後だった長野県出身高校生の県内残留率は、本学が開学したこと、および同時期に他の大学も開学したことを背景に平成 14 年度からは 10%台へ上昇し、現在は 17%～18%前後まで引き上げられている。とはいえこの間、全国平均値も 38.8% から約 4%も上昇したことから、長野県の状況は他の都道府県との比較では依然として最下位クラスに甘んじている【資料 1】。もちろん、残留率の数値自体も依然として全国レベルには遠く及ばない現状にある。

全国平均値が大きく上昇したことを捉えて「地元指向」を指摘する向きもあるが、都道府県ごとの数字を子細にみれば、そこで言う「地元指向」が、決して地方に若者が定着し始めたからでないことがわかる。残留率の上位 10 位までを占めているのが、愛知県・北海道・東京都・福岡県・大阪府・宮城県・京都府・広島県・沖縄県・石川県であり、東京都・沖縄県・石川県を除けばいずれも政令指定都市を擁する道府県である。すなわち、全体としては、東京と大都市を抱える道府県の残留率が上昇した結果として、全国平均値が引き上げられただけであり、本来、地元指向になるべき地域の状況は、それほど改善されてはいないのである。長野県にあっては過去 20 年間、残留率はむしろ低迷しており、20%を超えることができずにいるのである。結果として、長野県は残留率順位では全国の最下位グループに属している。

② 地方が直面する若年層の流出問題

2014（平成 26）年に発表された日本生産性本部の日本創成会議による提言（人口動態予測にもとづくいわゆる増田レポート）は、地方から都市部への人口流入が今のまま続くとすれば、2040 年には現在の地方自治体の半数近くが消滅するかもしれない、との衝撃的な警告を発した。その要旨を要約すれば、

若年女性が地方から流出 → 地方での出生数減少 → 地方での人口減少 → 地方自治体の維持・経営が困難、
という連鎖である。

「自治体消滅」の可否は置くとしても、長野県で起こっている継続的な人口流出は直視されなければならない。1960 年代後半に長野県は、10,000 人を超える人口流出を経験し、その後も数千人単位で転出者数が転入者数を上回る状況が続いた【資料 2】。平成に入り転入が転出を上回る時期もあったが、直近の 20 年間は再び人口流出が続いている。

こうした人口流出が、極めて低い大学進学残留率の延長線上で起こった現象であることは、例えば平成 27 年国勢調査の結果からも明らかである。

5年前の居住地を基準にみた人口移動について、長野県全体で転入者 91,454 人に対し転出者 84,965 人となっている。転入者数が上回ってはいるものの、20 歳～29 歳の若者層では、転入 25,820 人に対し転出 30,538 人と、若者の県外流出に歯止めがかからない状態が続いているのである（平成 27 年国勢調査の結果による）。

過去 30 年以上にわたって続いた少子化と若年層の流出により、一方では若年層がやせ細り、他方で分厚い高齢者層が存在するという、地方における人口構成上のアンバランスはすでに限界に達しており、様々な局面で地方の地域社会は非常な困難に直面している。

③ 財政基盤を失う地方自治体

地方の疲弊を示す指標は様々にあり得るが、若年層の流出が地方の活力を削いでいることは、例えば、地方財政の逼迫に端的に現れている。

全国的に見て、わが国地方自治体の地方交付税依存度は過去十数年にわたり 15%～20%で推移し、県レベルでは依然として 17%を上回る状況にある。長野県の場合、県全体の地方交付税依存度は 25%と、全国平均を上回り、市町村別でみても全 77 自治体のうち 57 の自治体で 25%を超えている。しかも、地方交付税依存度が 50%を超える自治体はなんと 11 を数える。県内各自治体の財政状況が深刻度を増していることは、77 自治体のうち財政力指数が 0.5 を下回る自治体が 52 に達し、約 7 割の自治体が自立とはほど遠い状況にあることにも如実に示されている（平成 30 年度『地方財政状況調査関係資料』（総務省）による）。

ほとんどの自治体が、歳入面で地方交付税に大きく依存せざるを得ない財政運営を強いられており、地域社会は財政基盤を喪失しつつある **【資料 3】**。

④ 効果の薄い“まち・ひと・しごと創生”の施策

このような地方の状況を改善するために政府が着手した、“まち・ひと・しごと創生”事業も、「地方と東京圏の転出入の均衡という目標に対して、現時点では施策の効果が十分に発現していない」（平成 30 年度版『地方財政白書』）と指摘されているように、地方と大都市部の格差はなかば固定化されている。政府による施策も芳しい成果につながらない今、長野県、ひいては地方が、地域の再生を展望しようとするれば、それぞれの地域がその状況や特性に応じた地域づくり、特に雇用創出を中心とした経済の再生を積極的に進める他はない。その際、若者が将来展望を持って生活できる地域、すなわち、そのための基盤をなす地域経済の再構築こそが、現状打開の起点になるのであり、若者が地元に着定してはじめて地方再生の展望も生まれるし、さらには魅力ある地域づくりも進展するはずである。地域の活性化とは、このような道筋で展望されなければならない。

地方分権が声高に叫ばれてから 40 年以上を経過してもなお、地方の疲弊には歯止めがかからないばかりでなく、国・地方を合わせて天文学的な額に上る長期債務残高を想起すれば、地方の再生は国家としての喫緊の課題であることは明らかである。

地方の苦境が深刻度を増す中、いわゆる増田レポートや、国立社会保障・人口問題研究所の推計等に如実に示されたように、自治体消滅すら指摘され始め、加えて政府の施策もはかばかしい成果をあげられずにいる。

過去 40 年以上にわたって継続した大都市部への極地的集中と、その結果としての地域経済の落ち込みに対し、これまでに実施された多くの施策が必ずしも効果的成果につ

ながらなかった、と総括することができる。

(2) 総合経営研究科の設置を必要とする理由

① 若者の地元定着に貢献した総合経営学部

わが国の地方が置かれた以上の状況を背景に、本学は2002年、「活力ある地域社会の創造に貢献し得る人材の養成」を目指し、総合経営学部総合経営学科の単学部単学科として開学した。

開学以来これまでの19年間、地域貢献・地域密着を主旨とする設立理念を実現すべく総合経営学部は、地域の再生・活性化を目指して、地域の経済界のみならず地域社会の諸分野に有為の人材を供給してきた。そのことを通じ、学部創設の理念を着実に体现してきた。2006年には本学が立地する地域の振興に欠かせない観光分野での教育研究を充実させるため、総合経営学部に「観光ホスピタリティ」学科を増設し今日に至っている（この間、2007年に人間健康学部、2017年に教育学部が設置された）。

2 学科体制となって以降も総合経営学部はより一層、若い有能な人材を、主として地域の企業・団体へ供給するという本来の役割を果たすことを通じ、地域社会にとって不可欠の教育機関となっている。そのことは、本学が平成25年に文部科学省のいわゆるCOC事業に採択された事実にも如実に示されている【資料4】。

② 学部教育を基礎に、組織の経営課題を見通す専門性を涵養する総合経営研究科の必要性

本研究科は、基礎となる総合経営学部と同様に、一般企業のみならず地域経済、特に本学が立地する地域にとって重要な農業・観光、あるいはますます重要度を高める福祉の分野において、的確かつ効率的な組織経営を実現するための、高度な専門知識・技能を養成することを目的としている。もっとも、教育研究領域において基礎となる総合経営学部と共通性を持ちながらも、本研究科で養成しようとするのは、修士論文の作成を通じて各組織の経営課題を探求し、それら経営課題に対する洞察力・分析力と同時に課題解決に向けた構想力であり、高度な専門性に裏づけられた、大学院修士課程に相応しい能力の養成を目指している。

前例のない急速な高齢化や深刻さを増す環境問題、加えて新型コロナウイルス感染症の蔓延等、現代社会がかつてとは比肩し難い複雑かつ困難な問題に直面するなか、いかなる組織であっても、効率的な経営とともに社会全体の発展方向と調和を保った経営を構築する必要に迫られている。したがって今や、地域経済を担うべき企業・団体の経営にも、これら現代的諸課題を確実に組み入れることが求められており、そのための人材養成は急務である。本研究科は、このような経営課題に対する洞察力・分析力と、その解決に向けた構想力を涵養することで、社会的要請を踏まえて組織の経営を担い得る人材を育成しようとしている。

学部教育の水準とは異なる、経営学に関する高度な専門性をもとに、地域の経営課題を踏まえて確固たる地域経済の形成に貢献し得る人材を養成する大学院教育が必要であることに疑いの余地はない。

③ “総合経営”研究科である理由

本学が構想する総合経営研究科は、一般企業だけでなく、地域経済を担うべき農業・

観光・福祉等の分野における経営を包含する意味で、ともすれば企業経営のみを想起しがちな“経営”ではなく“総合経営”を名乗り、同時に社会の発展方向を念頭に置いた経営手法の教育研究、との意味合いも含め“総合経営”研究科の呼称とした。

“総合経営”研究科の名称を用いる第二の理由は、基礎となる学部との関係である。本研究科は、学部段階とは質的に異なる大学院レベルの能力、具体的には、各経営組織にとっての経営課題を洞察し分析する能力と、それにもとづいて課題の解決策を構想する能力を養成する場であり、教育研究の領域において総合経営学部との共通性を保っている。教育研究の領域からみた専任教員の構成も総合経営学部の骨格を維持しており、その点でも、学部教育の水準をさらに高めた教育研究の場として、“総合経営”研究科の名称が最適である。

④ 社会的要請からみた総合経営研究科の必要性（地方創生に向けた経営課題解決の必要性）

これまでのほぼ 20 年にわたり総合経営学部が着々と若者の地元定着を実現する一方で、本学が立地する地域を含めわが国の地方は全般的に、地域の自立はおろか、活力ある地域社会の将来像を描くことすら困難な状況に追い込まれてきた。資本も人口も極度に大都市に集中するなか、地方では地域経済の基盤すら喪失しつつある。それがまた人口流出を引き起こす、という悪循環に陥っているのである。

こうした事態を受けた政府の対応策である「まち・ひと・しごと創生事業」でも、当然のことながら、地域経済の再生は重要項目にあげられている。加えて、そのために必要な方策として指摘されているのが「地域企業の経営体制の改善」（「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」）であり、効率的かつ的確な経営体制を整えることで、地方での雇用創出が強く期待されていたのである【資料 5】。

⑤ 社会的要請からみた総合経営研究科の必要性（現代的経営課題に応える人材の必要性）

しかし、それから 5 年を経た現在になっても地域経済の再生は、改善の端緒すら見せず、状況ははなはだ覚束ない。新型ウィルス感染症による経済の落ち込みに直面する現状に政府は、新たな「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」で、地域経済立て直しのため「雇用の維持と事業の継続」を訴え、今後の方向性として「危機に強い地域経済の構築」を打ち出した【資料 6】。ここには、単にこれまでの延長線上ではない、いわば新たな経営手法の必要性が示唆されており、その問題にどのように応えるかは、優れて現代的な経営課題に他ならない。総合経営研究科を必要とする所以である。

地域経済の再生を図るためにとられた長年の施策が効果的とは言えない以上、今後の地域経済活性化策は、過度の行政依存から脱却したうえで、地域がその特長・強みを最大限に活かした個々の努力、すなわち現代的課題に応え得る経営体制を核に進められるべきである。地域経済全体をトータルに捉え、その主要な構成要素である一般企業や公的色彩の強い団体、あるいは NPO 等の非営利団体といった分野において、地域経済の発展に寄与し得る効率的な経営を実現する必要がある。かかる経営課題に応えるための高度な専門的知識と技能を備えた職業人の養成なくして地域経済の再生・発展は到底望むことはできないし、延いては日本経済の発展も展望できないのであり、その人材養成は急務である。

⑥ 社会的要請からみた総合経営研究科の必要性（地方自治体の施策に応える必要性）

総合経営研究科は本学が位置する長野県・松本市が描く将来構想にも応える内容を備えており、大学が貢献すべき地元地域社会の要請という観点からも、必要性の高い研究科である。

長野県の総合計画である『しあわせ信州創造プラン 2.0』では、「県内産業の『稼ぐ力』を高める」ことを重要な目標とし、そのための重要項目が「地域内経済循環の促進」であり、換言すれば「地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済構造の構築」を目指すとしているのである【資料 7】。国家的施策である「強い地域経済」は、このような自立的な地域経済こそが土台となって創られるはずであり、地域の実情を踏まえた地域経済のあり方、およびそれを支える原動力である地域企業・団体の経営に視点を据えた本研究科の教育研究は、まさに地域経済の発展方向にも適う内容となっている。

また、長野県の産業振興に焦点を絞った「長野県ものづくり産業振興戦略プラン【2018～2022年度】」においては、「産業イノベーションの創出活動促進のための重点施策」として「産学官による主体的な産業人材育成の新たな協働体制を構築し、それぞれの機関がその役割を適切に果たしながら、効果的で効率的な人材育成事業を検討していく。産学官の協働による人材育成事業を通じて、産業界のニーズに応じた人材を育成するとともに、技術・技能尊重の気運を醸成し、『稼ぐ力』を創出する人材を輩出することにより、産業イノベーションの創出促進を実現」するとの方針を示している【資料 8】。

本研究科の構想は、県全体をカバーする広域的な施策だけでなく、本学が立地する松本市が目指す地域経済の構築に貢献する内容となっている。

松本市は、『松本市総合計画（第10次基本計画）』において「まちづくり基本目標」の重要事項に、「産業の生産基盤の整備や販路拡大などによる生産の安定、消費の拡大を進め、事業者が活力を持ち続けることができるまち」をつくり、「特産品化や新産業の創出などによりブランド力を高める」ことを目標に、その基本施策として「創業・事業継承支援の推進」との方針を打ち出している【資料 9】。本研究科は、地域経済が直面するこれら現代的な経営課題を正面から捉えようとする教育課程を編成しており、地域社会が目指す方向性と軌を一にしている。

現代的な経営課題に応え得る、高い専門性に裏付けられた能力の養成を第一の目標とする本研究科の開設は、このような側面でも地域社会の要請に応える事業である。

(3) 総合経営研究科の理念（現代的経営課題に応えるための教育・研究）

現代の企業や団体は、高齢社会を視野に入れた経営、「稼げる地域経済」（「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」）につながるビジネスの構築、およびその延長線上に展望されるべき雇用創出、あるいは環境保全を前提とした組織経営、近年になって重要テーマとして浮上した災害対策を射程に入れた経営等、多くの経営課題に直面している。

地域経済のみならず日本経済が直面するこれらの課題は、個別の問題であると同時に、相互に関連してもいることを念頭に置けば、今後の組織経営には極めて高度な専門知識・技能が求められることは容易に想像できる。いわば地域経済のあり方を俯瞰しその発展方向を見極める眼と、その方向性と調和した個別経営を構想する力量を前提としてはじめて、「危機に強い地域経済」「稼げる地域経済」を展望することができる。

我々が構想する総合経営研究科は、そのような素養を涵養する場である。

(4) 養成しようとする人材像（現代的経営課題に对应する専門性を持った職業人）

極めて困難で多岐にわたる現代の経営課題に対応するには、組織全体のあり方を見通す眼は言うまでもなく、一定のまとまりを持つ地域経済全体を俯瞰する眼を持つことも求められる。現代における個々の経営課題は相互に関連する場合が多く、それらの諸課題をトータルに捉えるだけでなく、他分野の経営動向をも含めて目配りをする能力があってはじめてそれぞれの経営課題への対応を構想することができる。しかも、学界や行政組織だけでなく、組織経営の現場でこそそのような能力は活かされるべきであり、そのような素養を備えた職業人がいまや求められている。

以上の考え方にたち本研究科は、「企業・団体を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域社会の発展方向を踏まえて一般企業をはじめ各種団体が抱える経営課題の解決に寄与し得る職業人を養成し、社会に貢献する」ことを目的としている【資料 10】。本研究科はこの目的を達成するため、具体的には、経営学全般に関し修士課程に相応しい高度な専門能力を身につけているだけでなく、各企業・団体にとっての経営課題を洞察・分析する能力、および各企業・団体が直面する経営課題を解決するための方策を構想する能力を備えた人材の養成を目指している。

なお、ここで言う「各種団体」として本研究科は、商工会議所・JA・社会福祉協議会・自治体の外郭団体等の公的セクター、あるいは、福祉施設を運営する団体・農業生産法人や観光・福祉・農業の分野で活動する NPO 等の団体を想定している。

したがって本研究科は、学部新卒の若者だけでなく、地域の幅広い年齢層の職業人も受け入れ、組織経営に関わる専門的知識・技能を活かして現代的経営課題に对应する人材へと養成する心算である。年齢にかかわらず、様々な分野でこれからの組織経営に関わる専門知識・技能を養うため、いわばエイジフリーの大学院教育を実現することには十分な意義がある。

(5) 3つのポリシー

① ディプロマポリシー

以上のような人材養成を目指していることから本研究科では、総合経営研究科修士課程の学位を授与するにあたり、以下のようなポリシーを掲げている。

本研究科に所定の期間在学し、定められた履修要件に沿って授業科目を修得したうえで修士論文審査と最終試験に合格した者に修士（総合経営）の学位を与える。その際、本研究科における学びを通じ以下の能力を身につけていることが基本条件である。

DP1：経営学全般にわたる基盤的かつ高度な専門能力、および各分野について発展的かつ高度な専門知識と技能を身につけている

DP2：企業・団体における現代的な経営課題に対する洞察力・分析力と課題解決に向けた構想力を身につけている

DP3：地域経済および企業・団体の経営について実情を正確に把握する能力を身につけている

② カリキュラムポリシー

以上のディプロマポリシーに沿った人材養成を実現するため、本研究科は以下のカリキュラムポリシーを基本として教育課程を編成する。

CP1: カリキュラム全体を、経営学全般にわたる基盤的かつ高度な専門能力を養成するための科目群、各分野について発展的かつ高度な専門知識と技能を身につけるための科目群、地域経済および企業・団体の経営について実情を正確に把握するための科目群、および研究指導科目群に区分し、系統的な学修が可能となる教育課程を編成する。

CP2: 企業・団体が抱える経営上の課題を発見・解決する能力と技能を養成するため、理論の理解に関わる科目と、経済・経営の実態把握に関する科目をバランスよく配置した教育課程を編成する。

CP3: 地域経済および企業・団体の経営について実情を正確に把握できる教育課程となるよう、一般の企業経営および観光・農業・福祉等の経営に関する科目を配置する。

なお、理論把握と実践的な学びを組み合わせた教育を実現する方策として、各授業科目においては可能な限りアウトキャンパス・スタディ（座学の他に地域の現場での実地体験・実態調査等を取り入れた授業）等の実践的な教育方法を取り入れることとし、研究科教務委員会による統括の下、アウトキャンパス・スタディ等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

③ アドミッションポリシー

本研究科が設定したディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーを踏まえ、それらの方針と乖離しない学生を受け入れるため、以下のアドミッションポリシーを設ける。

AP1: 地域経済を支える企業・団体において経営課題の解決に寄与し得る職業人として活動する意欲のある人

AP2: 学部等の教育課程で、本研究科の教育を受けるために十分な知識・技能を修得している人

AP3: 企業・団体に主体的に活動し、地域経済の発展に貢献する意欲のある人

④ 学修成果の評価に関する方針

上記3つのポリシーにもとづき本研究科は、学生の修了要件の達成状況を、GPA、修得単位数等から測定し学修成果を評価するとともに、学年ごとの単位修得率や成績分布をもとに教育課程全体を通じた学修の達成状況を評価する。

また、授業科目ごとの学修成果については、科目ごとのシラバスに明示された到達目標に関わる評価、および授業評価アンケート等により、学修成果を評価することとする。

(6) 養成する人材像とディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの相関

カリキュラムポリシーのCP1は系統的な学修に向けて、本研究科の教育を機能させるよう教育課程の体系整備に関する全体的方針を示している。またCP2は、経営学に関する理論把握と経営の実態把握のいずれかに偏ることなく、両側面から学びを深められる教育課程を編成するための指針であり、CP3は、地域経済の主要な構成分野に関する科目を網羅的に配置するとの方針を明確にしている。

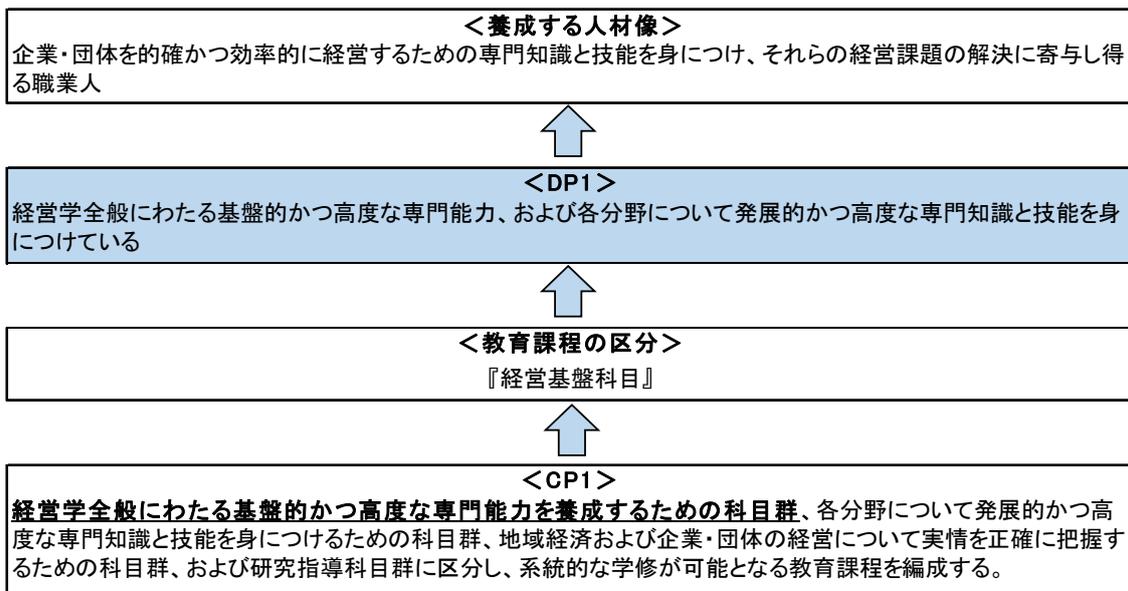
本研究科が目指す人材の養成は、究極的には教育課程全体を通じて果たされることに

なるが、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーと養成人材像との主たる相関を示せば以下ようになる。

① CP1 の各科目群とディプロマポリシー・養成人材像との関係

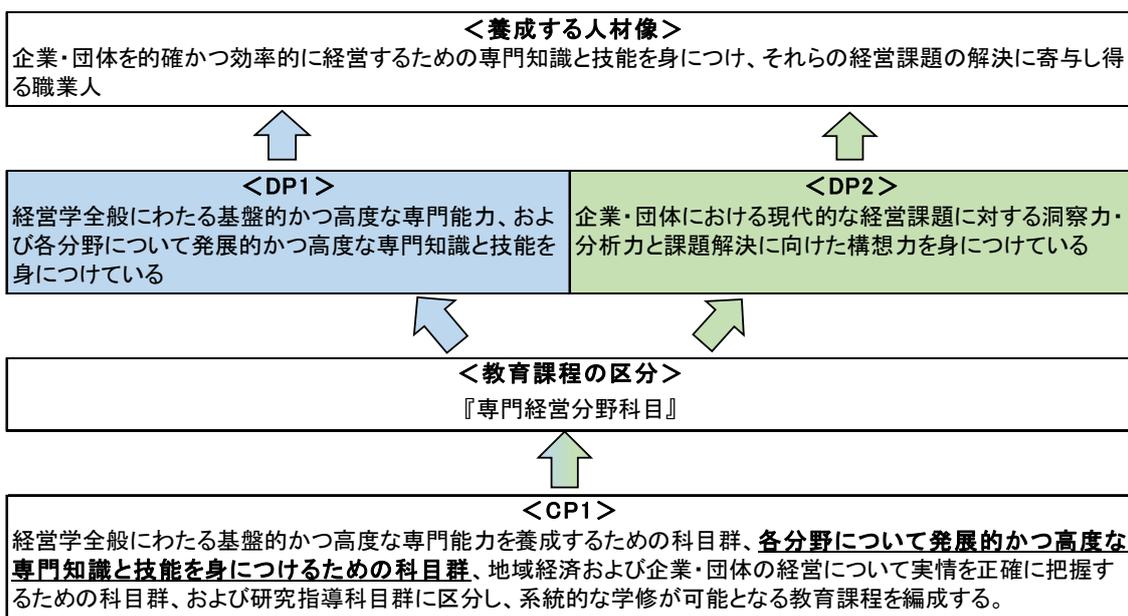
CP1 の最初の科目群「経営学全般にわたる基盤的かつ高度な専門能力を養成するための科目群」に相当するのは、教育課程編成の科目区分「経営基盤科目」であり、当然のごとく、DP1 の「経営学全般にわたる基盤的かつ高度な専門能力」に対応する（下図）。

CP1 と DP 等との相関図 1

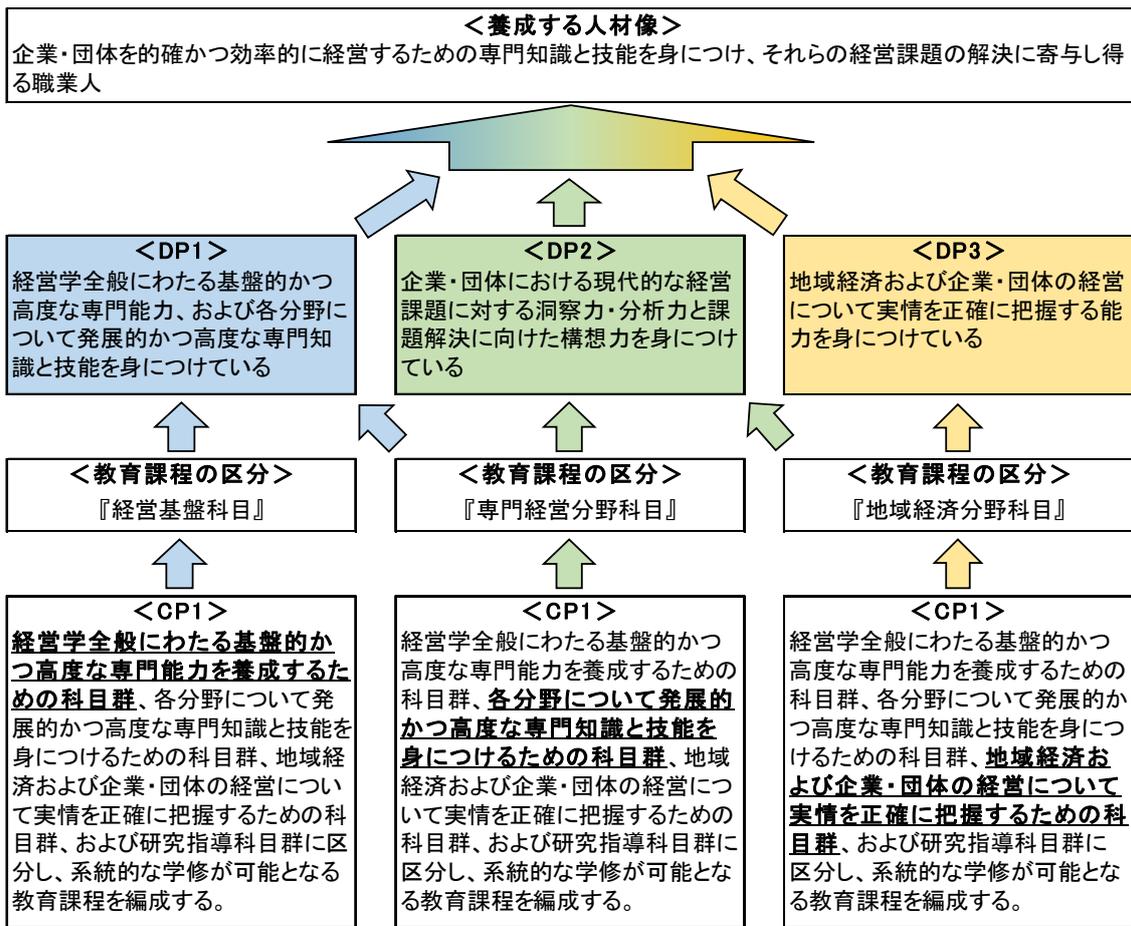


また、CP1 の 2 番目の科目群「各分野について発展的かつ高度な専門知識と技能を身につけるための科目群」は「専門経営分野科目」であり、この科目群は、DP1 に示された「各分野について発展的かつ高度な専門知識と技能」を養成するだけでなく、DP2 の「現代的な経営課題に対する洞察力・分析力と課題解決に向けた構想力」の涵養にも関わっている（下図）。

CP1 と DP 等との相関図 2



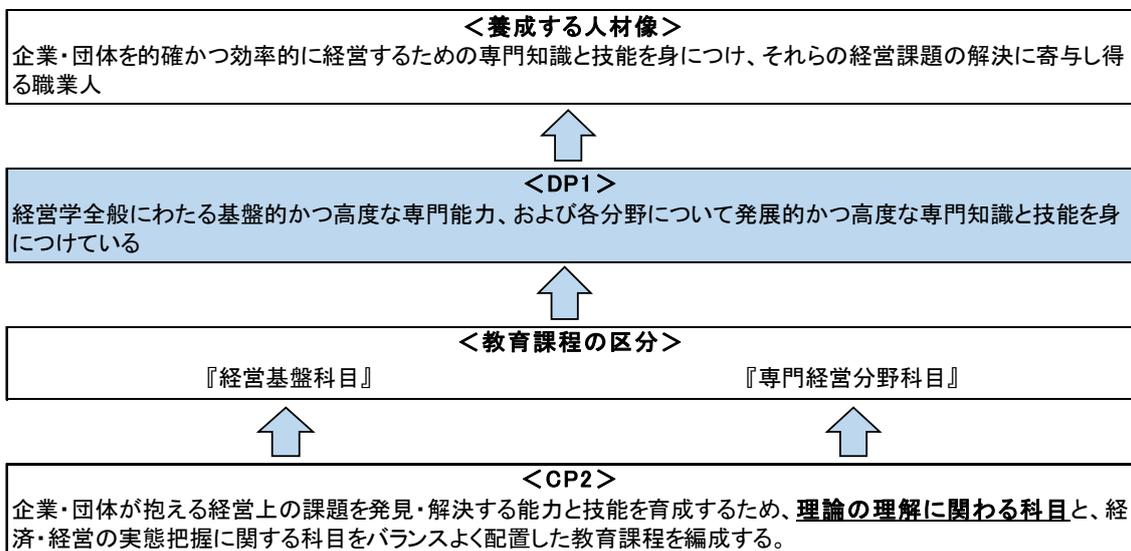
CP1 と DP 等との全体的相関図



② CP2 の各科目群とディプロマポリシー・養成人材像との関係

主に CP2 の「理論の理解に関わる科目」に位置づけられるのが、「経営基盤科目」と「専門経営分野科目」である。これらはいずれも、DP1「経営学全般にわたる基盤的かつ高度な専門能力、および各分野について発展的かつ高度な専門知識と技能」を養成するとともに、経営学の理論的理解を確実にするための科目群である（下図）。

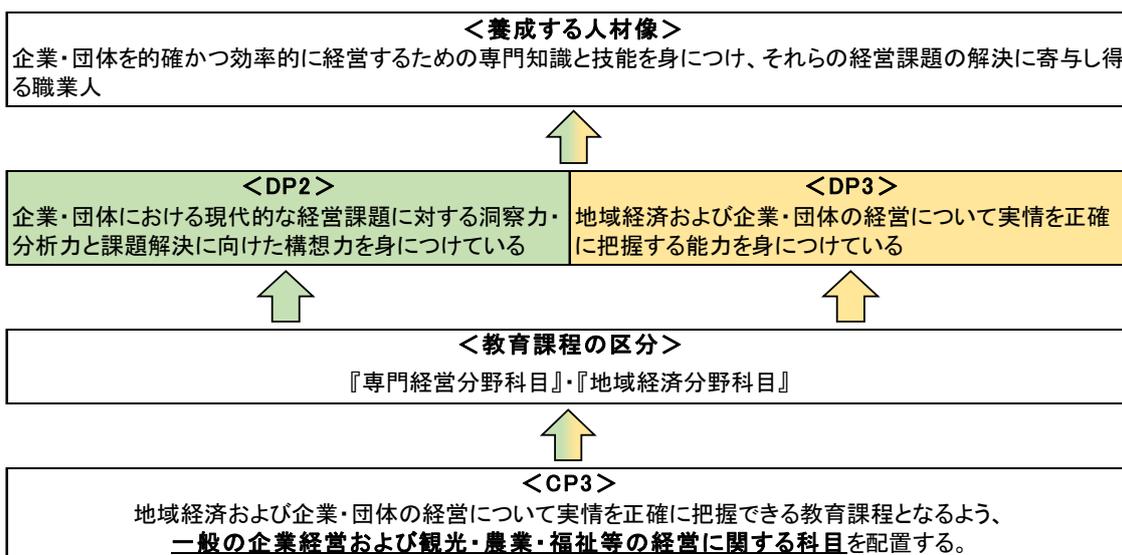
CP2 と DP 等との相関図 1



③ CP3 の各科目群とディプロマポリシー・養成人材像との関係

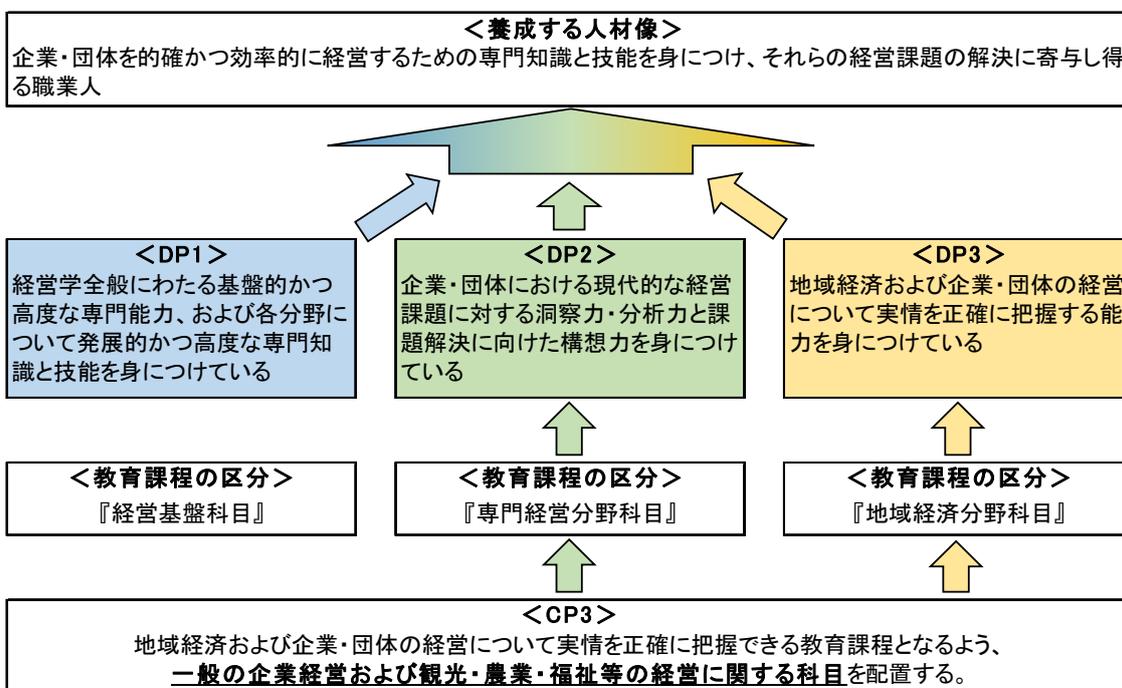
CP3 で示された「一般の企業経営および観光・農業・福祉等の経営に関する科目」は、単一の科目群ではなく、科目区分の「専門経営分野科目」と「地域経済分野科目」の双方に配置されている。これらの科目群を通じて、DP2「企業・団体における現代的な経営課題に対する洞察力・分析力と課題解決に向けた構想力」と DP3「地域経済および企業・団体の経営について実情を正確に把握する能力」を、理論と実際の両面から養うことになる。その関係は以下ようになる。

CP3 と DP 等との相関図 1



また、CP3 とディプロマポリシーの全体的相関関係を図示すれば、以下ようになる。

CP3 と DP 等との全体的相関図



④ アドミッションポリシーとディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの整合性
本研究科が掲げるアドミッションポリシーのうち AP1 は、「地域経済を支える企業・

団体において経営課題の解決に寄与し得る職業人として活動する意欲のある人」であり、養成しようとする人材像と整合している。AP2として示した「学部等の教育課程で、本研究科の教育を受けるために十分な知識・技能を修得している人」は、本研究科が狙う養成人材像を念頭に、相応しい勉学能力を担保するための方針であり、AP3の「企業・団体に主体的に活動し、地域経済の発展に貢献する意欲のある人」もまた、獲得した能力を地域経済発展のために活かす意思を鮮明にするためのものである。

以上のごとく、アドミッションポリシーは確実にディプロマポリシー・カリキュラムポリシーとの整合性を保っている。

⑤ 養成する人材と3ポリシーとの整合性

本研究科が養成しようとするのは、経営学全般に関し修士課程に相応しい高度な専門能力を身につけているだけでなく、企業・団体にとっての経営課題を洞察・分析する能力、および各企業・団体が直面する経営課題を解決するための方策を構想する能力を備えた人材である。

上記①～④に示したように、経営基盤科目・専門経営分野科目・地域経済分野科目・研究指導科目の4つの科目群がそれぞれ、ディプロマポリシーに示された各能力の養成に向けて機能するように設定している。科目群によっては、複数の能力養成に資することも想定しているが、これらの科目群で構成される教育課程はディプロマポリシーと確実に適合している。すなわち、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが整合するだけでなく、前述のように、アドミッションポリシーもまたこれら2つのポリシーと合致しており、本研究科が養成しようとする人材像に照らして、3つのポリシーと教育課程は確実に整合している。

2. 課程の構想

「養成しようとする人材像」に示されるごとく本研究科は、企業・団体を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域社会の発展方向を踏まえて一般企業をはじめ各種団体が抱える経営課題の解決に寄与し得る職業人の養成を主眼としているため、修士課程までを設置する計画である。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

本研究科の教育研究理念は、企業・団体を的確かつ効率的に経営するための専門知識・技能を身につけ、現代的な経営課題に応え得る能力を養成し、もって地域経済の発展に寄与することである。したがって、名称については、単に企業経営のみを想起させがちな“経営”学研究科ではなく、地域経済の発展方向を念頭に置いた経営手法の教育研究、および様々な分野の経営を包含する意味で、以下の名称が最適である。

また、以上の教育研究理念からすれば、単一の専攻内で様々なタイプの経営について学ぶことに意義があることから、複数の専攻に分散するのではなく、単一の専攻が適切である。

研究科の名称：総合経営研究科 英文名 (School of Comprehensive Management)

専攻の名称：総合経営専攻 英文名 (Course of Comprehensive Management)

(2) 学位の名称

研究科・専攻の名称にしたがって、学位の名称は、修士（総合経営）、英文名（Master of Comprehensive Management）とする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本研究科は、経営学を教育研究領域の柱とし、経営学に関する専門知識を基盤に企業・団体を的確かつ効率的に経営するための、高度な専門知識・技能を養うことを目的としている。したがって、平成17年中央教育審議会答申『新時代の大学院教育』に明示された「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」機能を果たすことを目指しており、そこで指摘される「学問と実践を組み合わせた教育」を念頭に置いた教育課程の編成を心がける。さらに、法学分野および環境問題に関する科目を配置することで、本教育課程が関連分野に関する基礎的素養を涵養し、もって地域の経済社会を支えるに相応しい知的素養の涵養にも資するものとなるよう配慮することとしている。

実際の授業科目の配置に際しては、本研究科のカリキュラムポリシーを忠実に体现したカリキュラム構築を原則とし、各授業科目の位置づけがより明確となるよう、科目群ごとの区分を設ける。そのうえで、経営学の理論把握に関する科目群と、一般企業や観光・農業・福祉等の分野で地域経済を支える各種団体の経営実態を把握するための科目群をバランスよく配した編成とする。

また、2年次には修士論文作成に多くの時間を費やすべきとの考えにもとづき、研究指導科目を除いたすべての授業科目を1年次の配当としている。ただし、学生の勉学歴・進路・問題意識・勉学の進展状況を勘案し、履修モデルを踏まえた履修指導を通じ2年次での科目履修を求めることもある【資料11】。

(2) 科目群の構成（4つのカテゴリー）

カリキュラムポリシーを踏まえ、本研究科の授業科目は以下の4つのカテゴリーに分けて編成されている。

- ① 経営基盤科目 : 経営学全般にわたる高度な専門能力を養い、大学院の水準に相応しい経営学的素養を身につけることで、総合経営研究の基盤固めを目指す科目群、
【DP1の能力を養成する科目群】
- ② 専門経営分野科目 : 経営学領域の各分野をより専門的に発展させた科目群、
【DP1の能力を養成するとともに、DP2経営課題に対する洞察・分析力とその解決策を構想する能力を涵養する科目群】
- ③ 地域経済分野科目 : 地域経済の主要分野について経営実態と経営のあり方を学び、経営課題に対する洞察力・構想力を身につけるための科目群
【DP2の経営課題に対する洞察・分析力とその解決策を構想する能力を養いDP3の地域経済や経営の実情理解を図る科目群】
- ④ 修士論文の作成に向けた指導を行う研究指導科目、
である。

全体として、過度な必修科目の設定を避け、学生の問題意識と進路、あるいは修士論文テーマとの関連で科目選択の余地を十分に残すよう配慮している。また、各授業科目の実施に当たっては、授業内容および授業の水準に照らして適切なテキストを使用し、シラバスでの明示を徹底する。

カテゴリー①～④の考え方と特徴は以下の通りである。

① 経営基盤科目

組織を運営・経営するために必要となる経営学の基盤を固めるための基幹的科目群であり、大学院水準に相応しい経営学的素養を涵養するためにまず、「経営学特論」「会計学特論」「マーケティング特論」「経営戦略特論」「人的資源管理特論」「経営組織特論」の6科目を配置し、経営学の特定分野に偏らない学修を可能にする。特に「経営学特論」は、経営学全般に共通する一般的な考え方の把握、および経営学がカバーすべき領域全体に関わっており、総合経営研究の起点に位置づけられることから、必修科目としている。

上記それぞれの科目において、現代の経済情勢を踏まえた考察がなされることは言うまでもないが、特に経済学の理論と現実の経済情勢を学ぶことで、いわゆる「経済情勢を俯瞰する目」を養うための科目として、「経済学特論」を設けた。

以上の6科目に加え、総合経営に関わる研究と論文作成にとって重要な要素となるデータの扱いを指導する「データ分析特論」を設け、データの収集・分析・活用等に関する理論と技能を修得できる編成とした。さらに、一般企業はもとより観光・農業・福祉それぞれの分野の経営体が直面する状況と、解決が求められている課題について論点を深めるための「経営課題特論」を配置した。それぞれの分野の実態に精通した教員がオムニバス形式で担当する科目であり、入学後の早い段階で各分野に特有の経営課題についての理解を促す狙いがある。同時にこの科目を通じて学びの方向性を明確にし、修士論文のテーマ選定につなげることも意図しているため、必修科目としている。

経営基盤科目は、本研究科が掲げる人材養成方針の、“的確かつ効率的な組織経営のための専門知識と技能を身につける”ための科目群であり、DP1に対応している。

② 専門経営分野科目

組織経営に関する専門知識を発展させ、経営学の各分野について掘り下げることで、大学院に相応しい水準の専門知識をより深めるための科目群である。

企業等の経営状況を数値化された情報から読み取るための「経営分析特論」、および企業・団体における資金調達・財務戦略に関する「金融特論」を配置し、組織経営に関しより発展的な専門知識を身につけることを狙いとしている。「企業法特論」は、企業に関する法制度を専門的に学ぶために設けた科目であるとともに、経営学の関連分野として基礎的素養を身につけるための科目でもある。

一方、近年になって組織的経営のあり方が重要視され始めている農業・福祉分野の経営問題と経営の方向性を扱う「農業経営特論」「福祉経営特論」および、これらの分野で目立ち始めた経営形態であるNPOについて特有の経営手法や考え方について学ぶ「NPO経営特論」を配置した。

以上の6科目に加えて「情報メディア特論」を設け、多種多様な情報メディアが存在する情報化社会において、主要メディアの特質を理解したうえでどのように活用すべき

かについて学ぶとともに、マルチメディアデータの効率的処理に必要なプログラミング技能をも修得する科目としている。

③ 地域経済分野科目

企業・団体が属する分野を特定して経営のあり方を学ぶための科目群として地域経済分野科目の区分を設けた。地域経済分野科目は、地域経済にとっての主要分野について、そのあり方や経営実態を学びながら、それぞれの経営課題に対する洞察力・分析力を涵養することを狙っている。

本研究科が立地する地域にとってその経済基盤をがっちり確保するという観点からも重要視されるべき分野について経営の実情を把握し、それぞれの経営手法と今後の方向性を理解するために用意された科目群である。

「地域経済特論」は、産業配置・企業配置の観点から地域経済のあり方を検討するとともに、本研究科が位置する松本広域圏あるいは長野県の地域経済の特質とそこでの経営課題について吟味するための科目である。また「地域経済史特論」は、長野県経済の成り立ちを歴史的に跡づけることで、長野県あるいは類似の諸地域において地域経済がどのように形成されてきたのか、その経緯を理解するための科目である。「地域経済特論」「地域経済史特論」はともに、より広い視野で地域経済を俯瞰する能力を養成することを狙いとしている。

「地域観光特論」「地域振興ビジネス特論」はいずれも、観光や農業など松本地域あるいは長野県にとって特徴的かつ不可欠の産業分野を扱っており、各分野における経営の特質とともに日本経済はもちろん地域経済や当該地域社会との関係性を理解するための科目である。

「地域環境特論」を地域経済分野に置いた理由は、環境問題が世界規模での解決を迫られている一方で、地域住民・企業・諸団体といったごく身近な存在の日常を通じても解決を迫られている課題であること、および、環境という視点なくして現代の企業経営やその他組織の運営はもはや成り立たない状況であることによる。地域経済のあり方を検討するに際し不可欠な、関連分野の基礎的素養に関わるだけでなく、企業経営にとっても重要な要素である環境問題を重点的に学ぶための科目である。「地域防災マネジメント特論」もまた、優れて現代的な経営課題となっている防災の視点から組織経営のあり方を考察するための科目である。防災・災害対策は、現実には地域単位の取組が求められており、地域社会にとっての最重要課題となりつつあるだけでなく、近年では組織経営の観点からも、事業継続マネジメント（Business Continuity Management）体制の構築が強く求められており、こうした現代的な経営課題への理解を深めることを主眼とした科目である。

④ 研究指導科目（「総合経営特別研究Ⅰ」「総合経営特別研究Ⅱ」）

本研究科での修士論文作成に関わる研究指導を担うのが、「総合経営特別研究Ⅰ」（1年次通年）・「総合経営特別研究Ⅱ」（2年次通年）である。研究指導教員がクラス分けにより担当し、原則として1名のクラス担当教員が、入学時から修士論文を完成させ課程を修了するまで一貫して研究指導を行う必修科目である。

「総合経営特別研究Ⅰ」の初回授業は、全学生合同の研究倫理指導に当てられ、2回目の授業もクラス分けに関わる内容で全学生対象の合同授業となる。そのうえで学生は、

希望するクラスを担当する教員との協議を経て、4 月中に所属クラスを決定することとなる。特段の事情がない限り、「総合経営特別研究Ⅰ」のクラス担当教員が「総合経営特別研究Ⅱ」でも担当教員となる。

(3) 体系的な学修（コースワーク）の起点となる「経営課題特論」（必修科目）

経営基盤科目のうち、本研究科に特長的な科目のひとつとして「経営課題特論」を設けている。この科目は、個々の学生による学びを、課程の趣旨に則ったコースワークとして機能させ、体系的な学修を実現するための起点に位置づけられている。1 年次の必修科目として全員が履修することとしている。

地域経済の主要分野で企業・団体が直面する課題についての理解を深め、学生が、その後の研究分野と研究の方向性を明確にするために活用することを意図している。したがって「経営課題特論」は、本研究科が用意する履修モデルと相まって系統立てた学修の実現に不可欠の科目である。

具体的には、5名の教員がオムニバス方式で担当し、地域経済・企業経営・観光経営・農業経営・福祉経営分野の主要な経営課題について、それぞれの現状と方向性について解説したうえで、問題を提起する。それをたたき台に、履修者各自が事前に準備した内容にもとづいて議論を進める形式をとる。

そこでの学修成果に応じて、研究指導担当教員とも十分に連携し、1 年次後期以降の効果的な履修と論文指導につなげることを狙いとしている。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

① アウトキャンパス・スタディ

本研究科では、本学開学以来の特長であるアウトキャンパス・スタディ（座学の他に地域の現場での実地体験・実態調査等を取り入れた授業）の手法を踏襲し、座学に終始するのではなく、可能な限り現場での体験・調査を組み合わせた教育方法を導入する。時間割上に設定された授業科目時間の範囲に収まらないケースも多々あり、研究科教務委員会による管理の下で、法令で定められた授業時間を十分に確保しつつ、研究科全体の授業運営が混乱しない体制をとる計画である。

本研究科の教育課程に配置した全 24 科目のうち 14 科目にアウトキャンパス・スタディを導入しており（各授業科目のシラバスを参照されたい）、理論のみに偏ることなく、実践的な教育方法を効果的に取り入れている。

具体的には、「経営学特論」「経営課題特論」「マーケティング特論」「人的資源管理特論」「企業法特論」「農業経営特論」「NPO 経営特論」「福祉経営特論」「地域経済特論」「地域経済史特論」「地域環境特論」「地域観光特論」「地域振興ビジネス特論」「地域防災マネジメント特論」の 14 科目においてアウトキャンパス・スタディを実施し、授業科目の特性に応じ、地域経済の現場で調査・聴き取り・視察等を行う計画となっている。実践的内容に傾倒した授業科目を設けてはいないが、これら 14 科目で合計 27 回のアウトキャンパス・スタディを組んでいることから、理論のみに偏らず実践的内容を十分にカバーする教育課程となっている。

② 学修課題を明確にしたコースワークを実現

研究指導教員による指導のもとで学生は、1年次後期以降には一定の問題意識あるいは想定される進路に沿った履修を行い、テーマをより鮮明にした学修が実現するよう指導される。本研究科は、そのための履修モデルを学生に提供し、学修課題を絞ったコースワークが可能となる教育方針を採っている【資料12】。

学生が学修課題を絞る過程では、研究指導担当教員による指導を主軸としながらも、1年次前期の必修科目「経営課題特論」の担当教員からの助言も受けられるよう、研究指導担当教員と「経営課題特論」を担当する教員との連携を密にする。

学生が選定した学修課題について複数の科目を通じた多面的アプローチが可能となるよう適切な履修指導を行うとともに、課題をめぐっての“問題の所在”、“課題解決の可能性”、“解決への道筋”等を体系的に学ぶことができるよう十分に配慮する。

③ 授業時間

各授業科目は、学部教育と同様に、平日の1限（9：40～11：10）・2限（11：20～12：50）・3限（13：30～15：00）・4限（15：10～16：40）・5限（16：50～18：20）の開講を原則とし、科目の特性によっては弾力的に運営することとする【資料13】。

(2) 履修指導

① 履修指導の体制

研究指導担当教員と学生との間で、学生の勉学歴や課程修了後の進路、あるいは主要な問題意識について十分な協議を重ねたうえで、適切かつ丁寧な履修指導を行う。履修指導にあたっては学生ごとに、必要があれば「経営課題特論」の担当教員の意見も踏まえ、研究科として用意した履修モデルを念頭において、最も効果的な履修が実現するよう万全の体制をとる。

② 履修モデル

履修モデルの設定に際しては、本研究科が推し進める総合経営研究の考え方に沿って

- a モデル：一般企業での企業人を指向し、そこでの経営課題について研究を進めたい
- b モデル：主に農業分野における経営のあり方と経営課題について研究を進めたい
- c モデル：主に観光分野における経営のあり方と経営課題について研究を進めたい
- d モデル：主に福祉分野における経営のあり方と経営課題について研究を進めたい
- e モデル：地域経済全般を俯瞰的に把握し、地域の経営課題全般について研究を進めたい

の5つのケースを想定している。具体的には以下の通りである。

a モデル

① 企業経営に関し必要とされ、経営学の基盤を固めるため各フィールドを偏りなく学び、学部水準の知識・技能をさらに高め、より高度な専門性を身につけるため、以下の科目群から12単位の履修を求める。

「経営学特論」「経営課題特論」「会計学特論」「マーケティング特論」
「経営戦略特論」「人的資源管理特論」「経営組織特論」
「企業法特論」「経営分析特論」「金融特論」

・推奨する科目

【経営学全般の根幹をなす「経営学特論」（必修）、企業の経営状態の数値化に関わる「会計学特論」または「人的資源管理特論」、戦略の組み立てに関わる「マーケティング特論」または「経営戦略特論」、組織全体を俯瞰するのに必要な「経営組織特論」、企業経営のより専門的分野であり、経営学の関連分野でもある「企業法特論」または「金融特論」、および必修の「経営課題特論】＝合計 12 単位

- ② 経済情勢を把握し、地域経済が直面する問題点と今後の発展方向を見極める視点を身につけるため、以下の 3 科目 6 単位の履修を求める。

「経済学特論」「地域経済特論」「地域環境特論」

【経済理論とともに経済全般の動きを理解するための「経済学特論」、地域経済に関わる「地域経済特論」（必修）、現代の組織経営に欠かせない関連分野としての「地域環境特論】＝合計 6 単位

- ③ データの収集・分析・活用のための知識と技能を身につけるため、以下の科目群から 2 単位の履修を求める。

「データ分析特論」「情報メディア特論」

・推奨する科目

【情報収集に向けた主要メディアの扱いに関わる「情報メディア特論】＝2 単位

- ④ 修士論文作成に向けた研究指導科目（必修）＝10 単位

以上の科目履修により、経営学に関する専門性を基盤に一般企業を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域経済の発展方向を踏まえて一般企業が直面する経営課題の解決に寄与し得る能力の獲得が可能となる。

b モデル

- ① 的確な組織経営に関し経営学の基盤となる理論・知識を身につけ経営課題を理解するため、以下の科目群から 6 単位の履修を求める。

「経営学特論」「経営課題特論」「マーケティング特論」
「経営戦略特論」「金融特論」

・推奨する科目

【経営学全般の起点をなす「経営学特論」（必修）、経営課題について論点を深める

「経営課題特論」（必修）、戦略の組み立てに関わる「マーケティング特論」または「経営戦略特論】＝合計 6 単位

- ② 農業分野における経営のあり方と経営課題を理解するため、以下の 3 科目 6 単位の履修を求める。

「農業経営特論」「地域振興ビジネス特論」「NPO 経営特論」

【農業に関する理論、現代における農業の動向、農業経営あり方と各種の事例、および地域活性化ビジネスとしての農業を扱う「農業経営特論」「地域振興ビジネス特論」、農業分野における近年の主要な経営形態である NPO に関する専門知識を得るための「NPO 経営特論】＝合計 6 単位

- ③ 経済情勢を把握し、地域経済が直面する問題点と今後の発展方向を見極める視点を身につけるため、以下の 3 科目 6 単位の履修を求める。

「経済学特論」「地域経済特論」「地域環境特論」

【経済理論とともに経済全般の動きを理解するための「経済学特論」、地域経済に関わる「地域経済特論」（必修）、農業経営とは不可分であり関連分野としても必要な「地域環境特論】＝合計 6 単位

- ④ データの収集・分析・活用のための知識と技能を身につけるため、以下の科目群から 2 単位の履修を求める。

「データ分析特論」「情報メディア特論」

・推奨する科目

【情報収集に向けた主要メディアの扱いに関わる「情報メディア特論】＝2 単位

- ⑤ 修士論文作成に向けた研究指導科目（必修）＝10 単位

以上の科目履修により、経営学に関する専門性を基盤に、特に農業分野での組織を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域経済の発展方向を踏まえて、主に農業分野の組織・団体が抱える経営課題の解決に寄与し得る能力を身につけることができる。

c モデル

- ① 的確な組織経営に関し経営学の基盤となる理論・知識を身につけ経営課題を理解するため、以下の科目群から 8 単位の履修を求める。

「経営学特論」「経営課題特論」「マーケティング特論」「経営戦略特論」
「企業法特論」「金融特論」

・推奨する科目

【経営学全般の根幹をなす「経営学特論」（必修）、経営課題について論点を深める「経営課題特論」（必修）、戦略の組み立てに関わる「マーケティング特論」または「経営戦略特論」、観光分野のビジネス展開に不可欠の「企業法特論」または「金融特論】＝合計 8 単位

- ② 観光分野における経営のあり方と経営課題についての的確な知識を学ぶため、以下の 3 科目 6 単位の履修を求める。

「地域観光特論」「地域環境特論」「NPO 経営特論」

【観光業の動向と経営展開に関わる「地域観光特論」、観光資源と密接に関わる関連分野の「地域環境特論」、近年観光分野でも目立ち始めた経営形態である NPO に関する「NPO 経営特論】＝合計 6 単位

- ③ 経済情勢を把握し、地域経済が直面する問題点と今後の発展方向を見極める視点を身につけるため、以下の科目群から 4 単位の履修を求める。

「経済学特論」「地域経済特論」「地域経済史特論」

・推奨する科目

【地域経済の実情を的確に把握するための「地域経済特論」（必修）、経済理論とともに経済全般の動きを理解するための「経済学特論】＝合計 4 単位

- ④ データの収集・分析・活用のための知識と技能を身につけるため、以下の科目群から 2 単位の履修を求める。

「データ分析特論」「情報メディア特論」

・推奨する科目

【情報収集および現状把握・論証データの扱いを学ぶ「データ分析特論】＝2 単位

- ⑤ 修士論文作成に向けた研究指導科目（必修）＝10 単位

以上の科目履修により、経営学に関する専門性を基盤に、特に観光分野での組織を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域経済の発展方向を踏まえて、主に観光分野の組織・団体が抱える経営課題の解決に寄与し得る能力を身につけることができる。

d モデル

- ① 的確な組織経営に関し経営学の基盤となる理論・知識を身につけ経営課題を理解するため、以下の科目群から 8 単位の履修を求める。

「経営学特論」「経営課題特論」「会計学特論」「経営分析特論」
「人的資源管理特論」

・推奨する科目

【経営学全般の根幹をなす「経営学特論」（必修）、経営課題について論点を深める「経営課題特論」、ビジネスとしての福祉経営と密接に関わる「会計学特論」または「経営分析特論」、的確な福祉経営を理解するとともに、経営学の関連分野を基礎的に学ぶための「企業法特論】＝合計 8 単位

- ② 福祉分野に特化した経営について考察するため、以下の 2 科目 4 単位の履修を求める。

「福祉経営特論」「NPO 経営特論」

【福祉分野に特有の経営について専門知識を身につける「福祉経営特論」、福祉分野において欠かせない組織形態となっている NPO について理解を深める「NPO 経営特論】＝合計 4 単位

- ③ 経済情勢を把握し、地域経済が直面する課題と今後の発展方向を見極める視点を身につけるため、以下の科目群から 6 単位の履修を求める。

「経済学特論」「地域経済特論」「地域経済史特論」
「地域防災マネジメント特論」

・推奨する科目

【経済理論とともに経済全般の動きを理解するための「経済学特論」、福祉分野との連携が強く求められている災害対策に関する「地域防災マネジメント特論」、地域経済の把握に関わる「地域経済特論」（必修）】＝合計 6 単位

- ④ データの収集・分析・活用のための知識と技能を身につけるため、以下の科目群から 2 単位の履修を求める。

「データ分析特論」「情報メディア特論」

・推奨する科目

【情報収集および現状把握・論証データの扱いを学ぶ「データ分析特論】＝2 単位

- ⑤ 修士論文作成に向けた研究指導科目（必修）＝10 単位

以上の科目履修により、経営学に関する専門性を基盤に、特に福祉分野での組織を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域経済の発展方向を踏まえて、主に福祉分野の組織・団体が抱える経営課題の解決に寄与し得る能力を身につけることができる。

e モデル

- ① 経済情勢を正しく把握するとともに、一定のまとまりと特質を持つ経済圏として地域経済を捉える考え方と手法を身につけるため、以下の 3 科目 6 単位の履修を求める。

「経済学特論」「地域経済特論」「地域経済史特論」

【経済理論と共に経済全般の動きを理解するための「経済学特論」、地域経済の現状と歴史的経過を理解するための「地域経済特論」、「地域経済史特論」】＝合計 6 単位

- ② 的確な組織経営に関し経営学の基盤となる理論・知識を身につけ経営課題を全般的に理解するため、以下の 4 科目 8 単位の履修を求める。

「経営学特論」「経営課題特論」「経営戦略特論」「企業法特論」

【経営学全般の根幹をなす「経営学特論」(必修)、および主要な経営課題について論点を深める「経営課題特論」(必修)、戦略の組み立てに関わる「経営戦略特論」、経営学の関連分野を基礎的に学ぶとともに法的側面から組織経営にアプローチする「企業法特論」】＝合計 8 単位

- ③ 地域経済にとって現代的な課題について理解を深めるため、以下の 2 科目 4 単位の履修を求める。

「地域環境特論」「地域防災マネジメント特論」

【企業をはじめとする組織経営にとって不可欠のテーマとなった環境問題を扱う「地域環境特論」、の危機管理に関わる「地域防災マネジメント特論」】＝合計 4 単位

- ④ データの収集・分析・活用のための知識と技能を身につけるため、以下の科目群から 2 単位の履修を求める。

「データ分析特論」「情報メディア特論」

・推奨する科目

【情報収集に向けた主要メディアの扱いに関わる「情報メディア特論」】＝2 単位

- ⑤ 修士論文作成に向けた研究指導科目(必修)＝10 単位

以上の科目履修により、経営学に関する専門性を基盤に地域の諸組織が抱える経営課題を理解し、一定のまとまりと個性を持つ地域経済を俯瞰する視点を身につけることができる。また、組織を的確かつ効率的に経営するための知識と技能を地域経済の発展方向を踏まえて活かす能力を獲得することができる。

(3) 研究指導の方法

① 指導体制

本研究科では入学時から課程修了時まで、研究指導科目を通じ原則として 1 名の指導教員が研究指導を担当し、必要に応じ学生が研究テーマを絞る過程で、補助的に「経営

課題特論」担当教員の助言を受けることも想定している。

また研究指導担当教員は、研究指導の状況について半期ごとに、研究科教務委員会と協議をすることになっており、その際、担当教員の要請に応じて教務委員会が、研究指導の内容と関連性の深い専任教員からのアドバイス若しくは補助的な研究指導を依頼することが可能な体制をとる計画である。

学生の修学状況や研究テーマ等を勘案し、1年次と2年次で担当教員を変更することもあるが、入学時から修了時までを一貫して同じ指導教員が担当することを原則としている。研究指導の担当教員は、学生本人との綿密な協議にもとづき履修指導にあたりるとともに、定期的に学業の進捗状況を確認しながら、修士論文の作成に向けて適切な指導を行うこととしている。

② 指導のスケジュール

論文指導は入学時から修了時までを通して、段階に応じて適切に行われるべきであり、1年次のうちに、論文のテーマにかかわらず論文作成の一般的な方法等の訓練を終えることを方針とする。基本的には、2年次開始時から2ヶ月の間に修士論文の具体的なテーマを決定するため、この間に研究指導教員は十分に学生との協議を図る必要がある。

テーマ決定後の修士論文作成上のスケジュールは、夏季休業前までに論文の主要構成に関する概要書、およびその概要にしたがって、文献も含めた必要資料のリストを提出させる。その上で研究指導教員は夏季休業開始までに概要書と資料リストについての指導を完了させ、学生は夏季休業を活用して、必要資料の収集と資料の読み込みを行うこととする。

夏季休業後の後期開始時から学生は、具体的な修士論文の執筆に着手し、11月初旬までに修士論文の第1次案の提出が義務づけられる。11月中旬から下旬にかけて研究指導教員が第1次案を検討し適切な指導を行った上で、11月下旬あるいは12月上旬から学生が第2次案の作成に入り12月下旬までに第2次案を提出することになる。研究指導教員による最終的な指導を経たうえで冬季休業後、修士論文は1月中旬までに提出されなければならない。2月初旬に修士論文に関する口頭試問と最終試験が実施され、2月中旬に修士号授与の可否が決定される【資料14】。

(4) 修了要件

本研究科に2年以上在学し、経営基盤科目から必修4単位を含め8単位以上、専門経営分野から4単位以上、地域経済分野から必修2単位を含め4単位以上、その他すべての科目から4単位以上、研究指導科目の必修10単位を含め、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査・口頭試問・最終試験に合格することが本課程の修了要件となっている。

(5) 学位論文の審査体制と公表方法

① ディプロマポリシーを反映した審査

学位論文の審査にあたっては、修士論文審査・口頭試問・最終試験を通じ、ディプロマポリシーに明示された条件を十分に満たしているか否かについて、以下の観点から審査する。

- ・組織経営に必要とされる、経営学領域の基盤的専門知識の修得

- ・企業・団体が抱える経営課題に答え得る高度な専門知識と技能の修得
- ・地域経済および企業・団体の経営に関する実情と経営課題への理解

② 学位（修士）論文の審査体制

学位（修士）論文の審査に際しては、「松本大学学位規程」に則り、研究指導教員（主査）と当該論文のテーマに関連する専門分野の専任教員1名（副査）による審査委員会を設け、当該審査委員会が、審査のスケジュール、審査手順の的確性、審査結果の妥当性、審査全体の透明性等に十分な配慮をして審査に当たる【資料15】。

審査委員会による論文審査は、査読による審査とともに、口頭試問による審査を行う（審査委員会の判断で最終試験を口頭試問に含めることも可とし、最終試験を実施する場合は審査委員会が試験方法を決定し実施する）。

論文テーマに最も精通した専任教員が審査の中心となるべきだとの考え方にもとづき、論文指導を担当した研究指導教員が主査を務めることとしている。ただし、論文審査に際して主査が過度の影響力を持つことを避け、併せて審査の客観性と透明性を高めるため、「松本大学大学院学位論文の審査基準」に示されるとおり、審査の一環として論文作成者には学位論文審査発表会での発表を義務づける【資料16】。学位論文審査発表会においては、副査の教員が座長を務め、主査・副査以外の、研究科教務委員会が指名する専任教員がコメンテーターを務めることで、発表会での多面的かつ活発な議論を促すと同時に、審査の透明性と公平性を確保する。副査となる教員は、学位論文審査発表会での発表内容等を評価し、論文審査判定会議においてその評価を適切に反映させるものとする。

したがって研究科教務委員会は、一連の審査体制のあり方と審査の過程について細心の注意を払いながら、瑕疵のない審査体制の構築に取り組むこととしている。

③ 学位論文の審査は、「松本大学大学院学位論文の審査基準」に沿って以下の基準により行う。

1. 学位論文審査発表会でのプレゼンテーションと質疑応答が明解かつ適切であること
2. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること
3. 論文の内容に、一定の新規性または独創性があること
4. 論文の構成、内容が適切であること
5. 論文の課題設定、研究方法、結果、結論が適切に提示され、それらの内容が十分な妥当性をもっていること
6. 先行研究に対する適切な言及、引用と理解が示されていること
7. 口頭試問での応答が適切であること

(6) 研究倫理の遵守

本学では、2007年10月1日に、「松本大学における学術研究者としての倫理憲章」を制定・施行した。その目的は、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき基準を定め、学術研究の信頼性と公正性を確保することにある。同憲章は、専任教員のみならず、本学において研究活動に従事するもの、すなわち、受託研究員、客員研究員、大学院生、学部学生等すべての関係者に適用される。本研究科では、同憲章の遵守を促す活動を教員

並びに大学院生に対して行い、研究倫理の確立に努める。

具体的には研究指導科目である「総合経営特別研究Ⅰ」の初回講義を全学生合同で行い、研究倫理に関する講義を実施することとしている。また、学生全員に日本学術振興会の e-learning を受講させて修了証書を提出させることとしている。

(7) 研究倫理審査体制

研究倫理に関する審査は、松本大学研究倫理委員会が行う。委員会では、申請された研究計画が各種法規やガイドラインに沿っているかについて審議し、必要があれば修正等を要求し、審査結果を学長に報告する。そのうえで、学長が研究開始を許可することとなっている【資料 17】。

6. 基礎となる学部との関係

(1) 総合経営学部と総合経営研究科、教育研究領域でのつながり

本研究科が基礎とする既設学部の総合経営学部は2学科で構成されており、一方の総合経営学科は企業経営に関わる経営学を軸に、企業マネジメント・経営戦略・産業と心理・地域産業の4つの柱をたて、地域経済の主要な担い手である企業・団体の経営、およびデータ処理に関する情報分野の教育を展開している。この学科では、足元の地域社会へ人材を供給するという使命を果たすため、企業経営全般に加え、地域産業に関する分野をもう一つの重要な教育研究領域としている。他方の観光ホスピタリティ学科の柱は、観光（観光経営、観光ホスピタリティ）・地域振興（地域づくり政策、社会教育）・福祉社会デザイン（福祉経営、福祉の地域づくり）・地域防災（防災地域づくり、防災マネジメント）であり、観光経営（農業を含む）・福祉経営・防災マネジメントを軸とした地域づくり、あるいは地域社会の全般的運営に関わる教育課程を編成している。

以上のように総合経営学部は、経営学全般は言うまでもなく、観光・福祉・農業等の分野に関わる経営を主要な教育研究領域とし、合わせて地域経済全体の運営をも射程に入れていることから、総合経営研究科と基礎となる総合経営学部は、教育研究領域において共通している。しかし、総合経営学部が養成する人材像を要約すれば、地域社会について理解し企業社会、あるいは観光、地域振興、福祉、防災の分野で活動するための基本的素養と、社会人としての基礎能力を身につけた人材である【資料 18】。

一方、総合経営研究科は養成すべき能力の第1に、的確かつ効率的な組織経営に必要なとなる、経営学全般にわたる高度な専門能力を位置づけている【資料 19】。第2に、学部教育とフィールドを同じくしながらも、一般企業の経営のみならず地域経済の主要な要素である農業・観光・福祉といった分野についての経営課題を洞察し分析する能力と、その解決方法を構想する能力を養成することを目的としており、学部教育とは異なる高い水準での教育研究を目指している。その際、カリキュラムポリシーにも示されているように、地域経済の発展方向とベクトルを揃えた経営の実現に向け、地域経済および企業・団体の経営について実態を把握することが可能な教育課程の編成を心がけている。

基礎となる総合経営学部と本研究科は、以上のように、柱となる教育研究上の専門領域（専門経営分野と地域経済分野）において密接につながっているとはいえ、学部段階では、経営学に関わる基本知識を土台に地域経済の主要分野で活動する健全な社会人の

養成を目的としているのに対し、本研究科では、基本的に同様の領域を扱いながらも、解決されなければならない具体的な経営課題を探究し、課題解決へ向けての解決策を構想する専門知識・技能を涵養することを目指している。

以上のように、学部・研究科の共通点は教育研究領域であり、明確に異なる点は、養成すべき能力の水準である【資料 20】。

(2) 各専任教員の柱となる教育研究領域と学部での教育研究領域との整合性

本研究科が柱とする教育研究領域は、専門経営分野と地域経済分野に大別され、各専任教員の柱となる教育研究領域もこれら2つの分野のいずれかと一致している。

また、これら2つの領域は、本研究科の基礎となる総合経営学部の主要な教育研究領域であり、教員それぞれの柱となる教育研究領域に関し、研究科と学部との間に乖離・齟齬はない【資料 21】。

7. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 社会人の受け入れと修業年限・開講時間

現代的な経営課題に対応し得る専門能力を持った職業人の養成という設置趣旨からすれば、本研究科は、すでに実社会で活動しつつ新たな経営手法を模索する人々を積極的に受け入れるべきであり、働きながら就学する社会人への配慮として、「大学院設置基準」第14条による教育方法を実施する。

社会人対応の方策として、授業実施の時間帯や曜日について弾力的な運用を行うだけでなく、必要に応じて長期履修生を活用することで、可能な限り社会人が学びやすい環境の整備に向け柔軟な対応をとることとする【資料 22】。

具体的には、昼間とは別に、夜間1限（18：00～19：30）・夜間2限（19：40～21：10）の夜間専用時間帯を設け、同一授業科目を昼夜2度の開講とする。加えて土日を活用し、集中講義により授業科目を開講するなどの方策を講じることにより、学修成果の充実を図ることとする【資料 23】。

また、社会人が不利益を蒙らないよう万全の体制を整えるため、本研究科へ入学予定の社会人については、入学前に個人面談を実施し、入学後に研究科としてとるべき措置に向け十分な準備期間をとる計画である。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

社会人に対する履修指導は、基本的には一般学生と同様に、研究科として整備した履修モデルをもとに行われるが、当該学生の問題関心と将来の活動方向とを考え合わせ、もっとも効率的な履修となるよう指導する。第一義的には研究指導担当教員が履修指導に当たり、必要に応じて、系統的な勉学の起点に位置づけられる「経営課題特論」の担当教員からの助言も活かした指導を行う。特に、社会人としてどのような実務経験を持っているかを十分に勘案し、勉学歴も加味したきめ細かな指導となるよう配慮する。

研究指導に関しては、当該社会人学生が課程修了後に地域社会とどのような関わりを持とうとしているかに関し、指導教員との十分な協議にもとづいて、最大限に学生の実務経験が活かされるよう指導する計画である。社会人経験・実務経験をフルに活用して充実した学びを実現し、有意義な修士論文の作成につながるよう指導する。

(3) 授業の実施方法

必要に応じて前記のごとく夜間の時間帯や土日を利用した授業の開講だけでなく、当該学生と協議したうえで集中講義でも開講するなど、大学院としての水準を保ちながら学修成果の向上を見込める実施方法を工夫する。

(4) 教員の負担の程度

上記のように様々な対応をとることで教育上の負担が増す専任教員に関しては、学部での担当コマ数を軽減することはもとより、大学院における担当科目の特性や内容を勘案した上で適宜、集中講義を実施するなどの措置を講ずることで、教員の負担軽減を図る。兼任教員についてもほぼ同様の措置を講ずる一方、兼任教員に対しては、講師料等の報酬に配慮することで対応することとしている。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮，必要な職員の配置

本学では現在でも、図書館・情報処理施設に関し夜間や土・日曜日の利用に対応するため、十分な数の職員を配置しており、今後も、本研究科の教育研究に支障が生じることのないよう、人的に十分な体制をとる。厚生面でも、学生課・キャリアセンター・国際交流センター等で適切に対応できるよう、十分な数の職員が配置されている。

(6) 入学者選抜の概要

社会人入学者の選抜については、下記 8 の (2)、2)・3) の推薦選抜・一般選抜を適用して入学者を選抜する。

本学と協定・連携関係にある企業・団体に所属する社会人および特に配慮を必要とする社会人の場合には、原則として推薦選抜を実施し、それ以外の社会人については一般選抜を行うこととする。

なお、推薦選抜の審査にあたっては、特に本研究科アドミッションポリシーに掲げる、地域の企業・団体に活動する意欲の有無について慎重に確認することとする。

8. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー

上述のごとく、本研究科は以下のようなアドミッションポリシーを設定している。

AP1：地域経済を支える企業・団体において経営課題の解決に寄与し得る職業人として活動する意欲のある人

AP2：学部等の教育課程で、本研究科の教育を受けるために十分な知識・技能を修得している人

AP3：企業・団体に主体的に活動し、地域経済の発展に貢献する意欲のある人

入学者の選抜は、基本的には上記のアドミッションポリシーに沿った基準で実施される。

(2) 選抜方法

アドミッションポリシーとの整合を図る観点から、入学者の選抜に際しては以下の出願資格にもとづいて、一般選抜、学内推薦選抜および社会人選抜を実施する。

1) 出願資格

本研究科へ入学を志願する際の資格は、次のいずれかに該当、または入学までに該当する見込みであることを要する。

- ① 学士の学位を有する者
- ② 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- ⑤ 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 指定された専修学校の専門課程を修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 本研究科委員会において、個別の入学資格審査により、学士の学位を有する者と同程度の学力があると認めた 22 歳以上の者

2) 一般選抜

一般選抜については、英語試験、口頭試問、本研究科の専門分野に関する論文試験を実施し、本研究科での学びで求められる英文読解力、専門的知識、意欲、および論理的思考力を中心に評価し、総合的に判断して可否を決定する。

3) 学内推薦選抜

学内推薦選抜は、出願資格を満たしたうえで以下の項目すべてに該当する志願者を対象とする。

- ① 本学総合経営学部の在 student で、総合経営学部長が推薦する者
- ② 出願時までの累積 GPA が 2.8 以上である者

学内推薦選抜については、口頭試問による試験を実施する。口頭試問を通じて、本研究科で学ぶ目的と学びに関する確かな意志、および本研究科が学生に求める論理的思考力と主体的に研究を進める力を中心に評価し、総合的に判断して可否を決定する。

4) 社会人選抜

社会人選抜は、出願資格を満たしたうえで以下の項目のいずれかに該当する志願者を対象とする。

- ① 学部卒業後 3 年以上の実務経験を有する者
- ② 短大卒業後 5 年以上の実務経験を有する者

社会人選抜については、口頭試問、論文試験および書類審査を実施する。

社会人選抜の志願者には、出願時に本研究科で学ぶ目的、学ぶ意志についての調書を提出させた上で、口頭試問を実施する。その際、受験者が、本研究科アドミッションポリシーに示された“地域経済を支える企業・団体において経営課題の解決に寄与し得る職業人として活動する意欲”および“企業・団体に主体的に活動し、地域経済に貢献する意欲”については特に慎重な審査を行う計画である。さらに本研究科の専門性に応じ

た経済・経営分野に関する一定の問題をテーマとする論文試験を行い、本研究科での学びに必要となる専門的知識、論理的思考力および主体的に研究を進める力を中心に評価する。

また、本学と連携する企業・団体に所属する社会人志願者においては、所属長の推薦書を提出させ、口頭試問、論文試験、調書および推薦書の書類審査の結果を総合的に判断して合否を決定する。

(3) 受け入れる学生に求める能力・姿勢

入学者選抜に際し本研究科が受け入れる学生に求める能力は、一般選抜、学内推薦選抜、および社会人選抜のいずれも以下のとおりである。

① 経営学、経済学に関する基本的知識と技能、および社会科学全般にわたる知識

経営学、経済学に関する基本的知識・技能については、学部教育における平均的水準以上であることを原則とし、本研究科と異なる教育研究領域の学部・学科卒業者の場合は、必要に応じて本学総合経営学部に置かれた授業科目の履修によって補うことも想定して選抜する。

また、社会科学全般にわたる知識については、過度に専門性を求めるのではなく、地域経済を支える企業・団体で、高度な経営学の専門性を発揮するための土台となり得る程度の水準とする。

② 表現力・思考力・判断力等の能力

これらの能力は、学位授与に関わる論文を作成するための基本的能力に他ならず、面接・論文試験を通じて慎重に判断する計画である。とりわけ、因果関係と根拠にもとづいて社会事象を捉えようとする科学的思考力を重要視する。

選抜にあたっては特に、本研究科が設定する学位論文審査発表会等を想定し、修士課程2年間の学びを通じて当該発表会に臨む水準に到達し得るか否かを基準に判断する。

③ 主体的に学ぶ姿勢

原則として学士課程を修了したうえでの修士課程である以上、学びに関し十分な主体性を備えていることは、本研究科が受け入れる学生に求める最も重要な姿勢・態度である。したがって、面接・論文試験を通じ、かかる姿勢の有無と程度を慎重に判断する。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 中心となる研究分野と研究体制

ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー、および養成しようとする人材像に対応し、本研究科の教員組織においては経営学が中心的な研究領域であり、涵養すべき能力を身につけるために必要な範囲で、関連分野として法学や地域環境分野の教員を配置している。

教員の研究水準を維持・向上させるため、全専任教員を対象に、1年度内に最低でも1本の論文を研究成果として発表することを義務づける（状況によっては論文に準ずる研究成果も可とする）。専任教員の研究成果発表状況については、毎年度、研究科長が確認し、必要に応じて助言・指導等の適切な措置を講ずることとする。

また研究費等、研究を進めるための条件・環境は、すべての専任教員が等しく同程度となるよう十分な措置を講ずる。

(2) 柱となる研究領域に適合した専任教員の配置

教員組織のうち専任教員として配置する計画の 11 名は、それぞれの専門分野について十分な業績と指導能力を備えており、いずれも本研究科の教育研究体制を支えるに相応しい能力を持っている。

専任教員の保有学位は、博士（経済学）2名、博士（経営学）1名、博士（学術）3名、博士（観光学）1名、博士（農学）1名、理学博士1名、商学修士1名、修士（経済学）1名、の構成となっている。このうち博士（学術）の2名は、一方が中小企業経営に関する研究、他方は地域の産業配置・企業配置に関わる研究に携わっており、いずれも本研究科の柱となる教育研究領域に属している。また、他の博士（学術）1名の研究領域は企業法分野の法学であり、本研究科にとっては、関連分野としても欠かせない領域を守備範囲としている。理学博士の1名は、データ分析に関わる十分な研究・指導歴にもとづいて研究指導と授業科目を担当する計画であるし、その他の専任教員についても、経済学をはじめ金融、経済史、農業、観光、環境の分野で研究を積み重ねており、本研究科において柱となる研究領域の専門経営あるいは地域経済の分野で、教育と研究の両面で十分に貢献する能力を備えている。

(3) 各年齢層にわたる専任教員を配置

本研究科の教員組織は、専任教員 11 名と兼担・兼任教員 9 名で構成される計画である。兼担・兼任教員はいずれも、大学院修士課程の科目を担当するのに相応しい研究業績あるいは経歴を持ち、専任教員と合わせて本研究科の教育目標を達成するための十分な力量を備えている。

専任教員の年齢は研究科開設予定時点で、60代3名、50代2名、30代6名となり、全体として偏った年齢構成とならないよう配慮した。専任教員は原則として、すべて研究指導科目の「総合経営特別研究Ⅰ」「総合経営特別研究Ⅱ」をクラス分けにより担当すると同時に、何らかの講義科目を担当する計画である。

研究指導科目については、クラス所属学生の修士論文完成まで一貫して担当教員が研究指導に責任を持つ体制をとる。ただし、研究指導担当教員は教務上の事柄について研究科教務委員会と定期的（学期ごと）に協議を行うこととなっており、その際、担当教員の希望に応じて、指導テーマに関連する他の専任教員からのアドバイスを教務委員会から求めること、および補助的な研究指導を要請することが可能な体制をとる。

(4) 地域連携経験が豊富な教員の必要性和将来計画

① いわゆる高齢教員を必要とする理由

研究科開設時点でいわゆる高齢教員が1名含まれているのは、次の理由による。

すなわち、本研究科が養成しようとする人材は、「各企業・団体にとっての経営課題を洞察・分析する能力、および各企業・団体が直面する経営課題を解決するための方策を構想する能力を備えた職業人」であり、カリキュラムポリシーに沿って本研究科は、地

域経済や経営の実情を的確に把握するための科目群（地域経済分野科目）や地域経済の主要構成要素である企業・団体が直面する経営課題を吟味する「経営課題特論」などの授業科目を設けている。さらに、各授業科目のシラバス等に記載されているように、多くの授業科目が、座学だけに終始せず積極的に地域での視察・体験や実態調査を活用した教育方法を導入している（いわゆる“アウトキャンパス・スタディ”）。本研究科は、このような地域の企業・団体と連携した教育研究方法を重視していることから、長年にわたり地域諸団体との接触を通じ本研究科の教育研究に資する連携経験を豊富に持つ教員を是非とも必要としている。他の60代の専任教員とともに当該高齢教員も、過去数十年の間に地域の行政・企業・住民組織等と綿密な連携関係を築きあげており、その経験を本研究科の教育・研究に活用することが強く期待されている。

本学教員の定年は65歳とされているが、定年後においても、学長の進言により特に学園が必要と認める場合は、再任用を可能とする制度がある【資料24】。本研究科の専任教員で定年規定を超える教員については、当該制度を適用することになっている。

② 開設後の教員採用計画等

これら地域との連携経験を豊富に持つ教員だけでなく50代後半の専任教員もまた、当然のごとく近い将来、本研究科を退職することが見込まれる。そのため、彼らの持つ人的関係や地域との関係構築に関するノウハウを可能な限り引き継ぐべく、比較的若い教員が、本研究科での指導に関し経験豊富な教員からの助言・協力を得やすい仕組みが整えられている（例えば研究指導の際に、教務委員会との協議にもとづいて関連教員からのアドバイス等を受けられる仕組）。

また、本研究科の完成年度以降に備えるため、公募等の方法により開設後の早い時期から後任教員の採用に着手し、2年～3年以内には数人の後継教員採用を完了する計画である。教員組織の継続性が損なわれないよう、万全の体制をとる心算である。

10. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は、短期大学部と共用ながら、合計97,482.21㎡の校地を有し、そのうち校舎敷地は38,641.80㎡、運動場用地として35,783.23㎡であり、後述の通り現状でも本研究科の設置に十分対応できるため、特に校地、運動場を整備する予定はない。

① 運動場・運動施設

運動場を含めた運動用の施設としては、第一・第二の二つの体育館があり、野球場、雨天練習場、ウレタン舗装の400mトラックと、その中に人工芝のサッカーコートが整備された総合グラウンド、多目的グラウンド、テニスコート、弓道場が用意されている。

人間健康学部設置に伴って建設された6号館や、第一体育館にはトレーニング室もあり、これらは、通常の授業やクラブ活動、自主的なトレーニング等で活用される。

② 学生の自習・交流スペースとしてのコモンルーム

教室・研究室以外に学生が自主学修に使用する、あるいは学生同士で自由に交流したりするスペースとして、学内の各所にコモンルームが配置されている。

7号館の1階は、237.97㎡のスペースに、6台のパソコンの他、ネットワークプリンターとコピー機を置き、学生同士が活発にディスカッションできるよう、コミュニケーション

ョンボードも配置している。また、生協のミニショップと自動販売機コーナー、給湯室が隣接している。新たに建設した9号館1階には、自動販売機コーナー、給湯室が隣接した200㎡のスペースには、コミュニケーションボードを配置している。

③ くつろぎの屋外広場

既設の4号館と5号館の間に広がるスペースには、地下水を利用した小さな滝があしらわれ、木陰の下にいくつものベンチが配置し、学生にとって格好の憩いの場となっている。

また、新たに建設した9号館前のスペースには、ウッドデッキのステージが設置され、段差を利用した階段や9号館2階テラスを観客席として代用しながら、学生の行事等で頻繁に利用されている。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎については、本研究科を含む大学院の拡充を見据えて9号館が2019年2月に竣工し、既に稼動している。これに伴い、短期大学部と共用ながら、合計28,070.77㎡の校舎面積となった。したがって、現況のままでも本研究科の設置に十分対応できるため、校舎等施設は特に整備を行わない。

① 教室、実験・実習室

普通教室は5号館、6号館および8号館に26室設けられ、各教室はすべて放送設備、パソコン、プロジェクターが完備されており、詳細は下記のとおりである。

| 5・6・8号館普通教室 | 部屋数 |
|--------------|-----|
| 大教室 332人収容 | 1 |
| 中教室 200人収容 | 2 |
| 中教室 150人収容 | 4 |
| 中教室 100人収容 | 6 |
| 小教室 48～80人収容 | 13 |

② 教員研究室

専任教員12名については、4号館3階に加えて7号館3階に専用の研究室を確保している。研究室は個室で十分なスペースを確保し、パソコン、プリンター、電話やそれぞれの教員の研究用機器が完備されている。

③ 大学院生の共同研究室

大学院生の共同研究室として7号館3階に2室の研究室（各29.57㎡）を整備している【資料25】。さらに、同じフロアには演習室3室（28.82㎡、20.22㎡、21.58㎡）を備え、テーブルや椅子、電子黒板等を配置し、学生同士が自由に意見交換するだけでなく、共同研究も行える環境を整備する。7号館3階は本研究科の専任教員の研究室が集まる4号館3階と連結されているため、教員とのコミュニケーションが取りやすい工夫もされている。なお、本研究科の講義も、基本的には7号館の演習室で行う予定である。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書等の整備

図書館の蔵書数は2020年3月31日現在で、和書106,644冊、洋書10,787冊の合計

117,431 冊であり、本研究科の基礎となる総合経営学部が扱う主領域の社会科学に属する蔵書数は、和書 56,154 冊、洋書 5,874 冊、合計で 62,028 冊となっている。これに加え、本研究科の開設前年度から完成年度に向けた 3 年間で、計画的に和書・洋書リスト【資料 26】に示した内容の図書を整備することとしている。

洋書については、上記リスト【資料 26】の他にエメラルド社が提供する「ビジネス、経営戦略」分野の eBook (362 冊)【資料 27】と、オックスフォード大学出版局が提供する「ビジネス・経営学」および「経済学・金融学」分野の eBook (44 冊)【資料 28】を整備する。そして、開設後は教員の推薦、学生の希望を考慮しながら継続的に図書を整備する。学術雑誌は既に配架済みの雑誌を含めて 88 タイトルの雑誌【資料 29】を整備する。

② デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

デジタルデータベース本学ではすでに、以下のデジタルデータベースが導入されている。

すなわち、日本経済新聞社の総合経済データベース NEEDS に蓄積された企業財務、株式・債券、マクロ経済、産業統計等のデータ利用が可能な「日経 NEEDS-Financial QUEST」、日経各紙、その他、全国紙、一般紙、専門紙や各種ビジネス雑誌の記事、および企業情報や財務情報等を検索できる「日経テレコン」、「信濃毎日新聞記事検索」、「第一法規 法情報総合データベース」である。

電子ジャーナルに関しては、Proceeding of the National Academy of Sciences of the United States of America を導入している。本研究科の開設にあたり、Elsevier 社が提供する Science Direct (社会科学分野) の電子ジャーナルコレクション (470 タイトル)【資料 30】を整備する計画である。また、Gale 社が提供する Academic OneFile のジャーナルデータベース (約 18,300 タイトル) を導入し、そのうち、社会科学系のカレント分までをカバーするフルテキスト 1,353 タイトル【資料 31】を整備する。

③ 図書館の機能

図書館の閲覧座席数は 1F-47 席、2F-97 席、3F-70 席で計 214 席 (内キャレル 55 台) となっており、視聴覚利用の席も 13 席ある。さらに、7 号館 1 階および 9 号館 1 階には、全学生向けのラーニングコモンズとしての役割も果たす 235 席の多目的スペースがある。加えて、6 号館には人間健康学部生向けに、4 号館には総合経営学部生向けに、1, 2, 3 号館には短大生向けに、それぞれ Wi-Fi 環境の整った学習スペースが設けられ、活用されている。教育学部にも、自学自習の学修スペース「教学半」があり、教員の研究室前には教育相談スペースもあることから、これらを含めると学生にとっての学びの席数は十分であると判断している。

図書館の総合管理システムとして「情報館 v.8」を採用し、株式会社ブレインテックの提供する「WebOPAC・松本大学図書館所蔵資料検索システム」を導入している。こうしたシステムを整備することで、教員・学生の求める検索要望に的確に応えられる体制をとっている。

④ 他の図書館との協力について

他大学や松本市立図書館との間でネットワークが構築されている。2012 年に「信州共同リポジトリ」に参画し、「松本大学機関リポジトリ」の構築によって、本学の研究誌「松

本大学研究紀要」「地域総合研究」「教育総合研究」に掲載されている論文は、どこからでもアクセスできるようになっている。

11. 管理運営

(1) 研究科の管理運営

「松本大学大学院学則」第48条に基づいて、研究科委員会を置き、本研究科を管理運営する。研究科委員会は、研究科に所属する全専任教員によって構成され、教務課職員が書記として陪席する。研究科委員会の委員長は研究科長をもって充て、委員長は原則として月に1回研究科委員会を招集し、議長を務める。また、研究科長を補佐するために副研究科長を置く。研究科委員会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために、①学生の入学および課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④教員の教育研究業績審査に関する事項、⑤その他研究科の教育研究に関する事項を審議する【資料 32】。研究科委員会の下に、必要に応じて入試・広報、教務、学生、就職等に関する委員会を置き、事務職員との緊密な連携のもとに、教員で役割を分掌して適切に実施する。

(2) 大学運営との関係

本学では、研究科および学部間の意見調整を経て大学としての方針を検討、策定する全学協議会を置き、原則として月1回開催している。全学協議会は、後述の全学運営会議メンバー（学長・副学長・各研究科長・各学部長・事務局長）に加え、各学科長、職員から学生対応の窓口を統括する学生センター長および、書記を務める総務課長によって構成されている。

また、日常的には全学運営会議をほぼ毎週開催し、日常的に大学運営を担っている。こうしたことから、研究科は一定の独立性を確保しながらも、全学的意思と乖離することのない運営が可能になっており、研究科としての考え方もまた、全学的意思決定に反映される体制となっている。

12. 自己点検・評価

自己点検・評価については現在、大学全体で実施され定着している手法を採用し、それに本研究科としての独自の点検・評価活動を全体の一部として付け加えて、報告書を作成する。

(1) 大学の自己点検・評価活動と歩調を合わせて

自己点検・評価活動については、大学が行う自己点検・評価活動の一環として、他の部署と歩調を合わせて行い、その結果の詳細は、年度毎に大学として作成され公表される『アニュアル・レポート』に掲載される。全学的自己点検・評価は、学長を責任者とする自己点検・評価委員会が管轄し、教務・学生等の各全学委員会、研究科・学部・学科・センター等の部署ごとに年次計画との関係を踏まえてなされる。その結果は、自己点検・評価委員会の精査を経た後に、学報や各種広報ツールに掲載し公表する。

(2) 研究科としての体制

研究科の自己点検・評価を主に管轄するのは、研究科長が責任者となる総務部門であり、その管理下で、教育・研究、地域連携、組織・運営、施設・設備などを中心に、教員個人、部門ごとの点検・評価を基本に実施する。自己点検・評価の結果は、総務部門における十分な点検・検討を経た後に、全学の点検・評価委員会へ提出される。

全学の自己点検・評価委員会へ研究科の結果が提出された後は、前述の通りである。

13. 情報の公表

本学では、教育研究成果の普及および活用の促進に資するため、以下のような方法によって情報を積極的に提供することを全学的な方針としている。

(1) Web サイトを活用した情報提供

本学の公式 Web サイトは <https://www.matsumoto-u.ac.jp/> である。大学紹介 index ページは [introduction/](#)、また、情報公表 top ページは [introduction /information/](#) である。情報の公表は体系的に組み立てられており、図表を用いるなど、学外者にも分かりやすいよう工夫している【資料 33】。なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準については、「授業や単位・卒業（修了）に関する情報」の、「卒業または修了の認定に当たっての基準」において、その評価の基準を公表することとしている。

(2) 紙媒体による情報提供

本学では紙媒体を用いた情報提供も、部署ごとに積極的に行われている。

- ① 大学広報誌『蒼穹』（年 4 回発行：各回約 3,000 部発行）
- ② 『松本大学研究紀要』（年 1 回：1 月頃発行）、『地域総合研究』（年 1 回：7 月頃発行）、『教育総合研究』（年 1 回：11 月頃発行）（各 400 冊発行）
- ③ 松本大学出版会から書籍の刊行（年 1 冊～2 冊）
- ④ 松本大学案内、保護者向けパンフレット
- ⑤ 地域づくり考房『ゆめ』発行の『ゆめ通信』（年 4 回発行）
- ⑥ 各行事の案内チラシ（随時発行）

(3) 公開講座

地域への貢献活動として、以下のように、外部に向けて公開している講座があり、それ以外にも、FD・SD の観点から学内向けに開催する講座を外部に公開する場合がある。

- ① テーマを設定した公開講座をシリーズで実施している。
- ② 本学教員が講義等でゲストを招待した際、公開講座の指定を行う場合があり、高校生や一般社会人など、そのテーマに興味を持つ住民が参加している。
- ③ FD・SD 等で外部講師を招いた講座では、近隣の大学、短大に聴講を呼びかけている。
- ④ 本学教員が他の教員の公開授業を参観する制度を設けている。

大学院に関しては、院生の論文のタイトルやその概要、院生が採択された科研費のタイトルに加えて、同意を得られた院生については留学・進路状況やその内容についても

Web サイトで公開している。これは、院生の募集（大学や社会人向け）並びに就職活動（企業や自治体向け）にも活かせると考えている。さらに、院生の留学状況やインターンシップ状況なども Web サイトを通じて公開している。

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、短期大学部を含む全学組織として全学 FD・SD 委員会を設置し、学長が責任者の任に就いて、FD・SD 研修の充実と実効性の向上に努めている【資料 34】。全学 FD・SD 委員会は、教員の能力・質向上を図る FD 研修と、大学の管理運営を担う全学協議会構成教員（学長・副学長・研究科長・学部長・学科長）や全教職員の能力向上を図る SD 研修それぞれについて、前年度末までに次年度の年間実施計画を立案し、その実施主体として報告者の選定・依頼並びに司会・進行などの役割を果たす。また、教育活動における自己点検・評価活動をも担っており、学生あるいは卒業生を対象とする各種アンケートの実施および結果分析などについても取り組むなど、年間を通じて積極的に活動を展開している。当然のことながら、研究科も研究活動や学位論文のテーマや研究指導の方法などについて独自に FD・SD 活動を実施しつつ、上記のような全学的な FD・SD 委員会にも積極的に参画し、全学部と歩調を合わせた活動により積極的かつ継続的に取り組んでいく。

(1) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画

① FD 研修

全学 FD・SD 委員会が策定した年間の実施計画にもとづいて、年に 5 回程度 FD 研修会を実施している。研修対象者は、原則として全専任教員であるが、内容によっては非常勤講師を含む講義担当者全員を対象に実施することもある。研修テーマは、シラバス作成に関するものや成績評価に関する事柄のほか、アクティブ・ラーニングや ICT を導入した授業の事例などが紹介され、効果的な授業方法の活用を促している。なお、講師については各分野に精通した学内の教職員が担当することが多いが、外部講師を招いて実施することもある。

② 学生による授業アンケート

本学では、原則として全授業科目を対象に、学生による授業アンケートを各期の中間と期末に実施している。学生は、定められた期間内に Web 上で回答することになっており、回答率は全体で平均 70%程度に達する。そこで得られた回答データにもとづいて、学生が意欲的であるにもかかわらず、熱意の不足が指摘される教員については、学長あるいは副学長が改善に努めるよう求めることとしている。なお、アンケート結果は電子的に集計され、各担当教員のコメントとともに Web 上で公開されており、誰もが閲覧できるようにになっている。

本研究科においても、同様にアンケートを実施しており、加えて修了時には大学院生活のあらゆる面に関するアンケート調査を行い、その結果を教員にフィードバックして、次年度以降の課題を抽出して情報を共有すべく取り組んでいる。

③ 研究発表会

本学では、研究交流による研究能力の向上を企図して、毎年度末、全教職員を対象に公開で研究発表会を開催している。そこでは、当該年度に研究助成を受けた全専任教

員が研究成果を発表・報告し、教員はもとより、院生や学生、職員も含め出席者が自由に意見交換することを通じて、当該研究内容・領域に関する理解を深め、個々の研究能力の向上を図るべく取り組んでいる。

④ 教育職員評価制度

大きく教育、研究、大学運営、地域・社会貢献等 4 分野・領域の取組と実績について、「教員評価シート」を利用して評価し、教員の技能および資質向上の面から本学の活性化に寄与することを目的とした、教員の評価制度を導入している。年度ごとに、上記の各項目について自己省察を中心に記載したうえで、所属学部長・研究科長および学長などの評価を受け、その結果を踏まえて必要な事項について指摘がなされ改善が図られる体制を整備している。

(2) 職員の能力及び資質を向上させる研修等

① SD 研修

本学では、比較的早期から「教職協働」が進められてきている。より効果的な組織運営を図ることを念頭に、既述のとおり、全学 FD・SD 委員会が策定した実施計画にもとづいて、年に 4 回程度 SD 研修会を行い、刻々と変化する大学を取り巻く環境に対応すべく努力している。参加者としては、大学の管理運営を担う全学協議会構成教員（学長・副学長・研究科長・学部長・学科長）と専任事務職員を対象にするものと、全専任教職員を対象とするものがあり、前者は、法改正や補助金制度の変更点などをテーマに年 2 回程度、後者は、新入生に実施するプレイスメントテストの結果や TOEIC など英語外部試験の受験状況等、IR（Institutional Research）分析に基づく教育情報の共有を中心テーマに年 2 回程度、それぞれ実施している。

② 学外で開催・実施される研修への積極的な参加支援

前述の学内での研修に加え、日本私立大学協会が開催する各種研修会（事務局長相当者、教務、就職、学生生活指導、経理・会計）にも教職員を派遣しているほか、民間団体等が開催する大学運営に関する研修会についても、全教職員に積極的に情報を提供して、参加を促し支援している。